

和歌山県運動部活動指針（概要） H30.4

指針策定の趣旨等

運動部活動は、学校教育の一環として、スポーツに興味と関心をもつ同好の生徒の自主的、自発的な活動により行われるものであり、多くの成果をもたらしています。一方、その運営等については、課題も指摘されるとともに指導力を向上させることが求められています。

このような中で、和歌山県教育委員会では、国に先駆け「和歌山県中学校運動部活動指針(H29.1月)」を策定し、その徹底に向けて取り組んできました。

この度、スポーツ庁から「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成30年3月）が示され、本ガイドラインに則った各都道府県の方針の策定が求められています。

本県においては、先に策定した和歌山県中学校運動部活動指針に、本ガイドラインの内容を加え、「和歌山県運動部活動指針」として新たに示すこととしました。本指針の基本的な考え方は、学校の種類等に関わらず該当するものであることから、中学校段階はもとより、高等学校段階においても、競技の特性や学校の状況等を踏まえ、本指針に準じることを原則とします。

本指針に基づき、運動部活動が適切に行われるとともに、運営や指導方法のより一層の向上が図られ、運動部活動が充実・発展することを願います。

1 学校教育の一環としての運動部活動

(1) 運動部活動の意義（ねらい）の再確認

学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。

意義（ねらい）に立ち返り、関係者の理解と協力のもと、生徒の自主性を尊重した運動部活動の運営を行う。

(2) 活動の方向性の確認

指導に当たっては、技能の向上とともに、楽しさを実感させる工夫を行う。

（内発的な動機付けを触発・成功体験の積み重ね）

(3) 運動部活動の方針の策定等

校長は、毎年度、「学校の運動部活動に係る活動方針」を策定する。

運動部顧問は、活動計画や活動実績を作成し、校長に提出する。

校長は、上記の活動方針及び活動計画等を学校のHPへの掲載等により公表する。

(4) 学校全体での共通理解と生徒・保護者及び地域等への周知

教職員全体での共通理解や、運動部顧問同士で意見・情報の交換を行い、指導方法の工夫・改善に努める。

学校は、生徒・保護者及び地域に対して、適宜、活動目標や方針、年間計画を説明し、周知徹底する。



2 運動部活動を支える環境の整備

(1) 多面的な指導ができる体制の構築

安全かつ効果的な活動を確保するため、複数の指導者により、多面的な指導ができるような体制を構築することが望ましい。

(2) 運動部活動運営委員会・保護者会等の設置及び活性化

運動部活動運営委員会や保護者会等により運営方針等について共通理解を図り、形骸化しないよう常に課題意識を持ち、運営委員会等の活性化を図る。

(3) 活動機会の確保

人数が揃わず、満足な活動ができない運動部を抱える学校は、学校の実情や地域の要望、生徒の多様なニーズ等を踏まえ、部の再編や合同部活動の積極的な運用を図る。



3 発達の段階に応じた望ましい指導の在り方

本項の(1)、(2)及び(3)は、生徒のバランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるよう、特に成長著しい中学校段階の生徒の運動部活動を主な対象としている。ただし、高等学校段階においても、年間計画等を作成するに当たり、適切に休養日や活動時間を設定することで、メリハリのある運動部活動を心がけることが大切である。

(1) 休養日の設定

1週間の内、1日は休養日を設ける。休養日は、原則、土・日とする。

* 大会等で休養日を土・日曜日に設定できない場合は、月曜日を休養日とするなど、適宜、振り替えを行う。

その場合でも、月に4日以上、土・日を休養日とする。

上記の休養日に加え、平日1日の休養日を取り入れる。

(2) 活動時間の設定

平日は、2時間程度（朝練習を含む）とする。学校の休業日（学期中の土・日を含む）は、特別な場合を除き

3時間程度とする。週当たりの活動時間は、16時間未満とする。

交通安全や生徒指導上の諸問題等に配慮して、日没時刻を踏まえて下校時刻を設定する。

(3) 参加する大会等の見直し

校長は、各運動部が参加する大会等の把握に努め、生徒の教育上の意義や、生徒や運動部顧問の負担が過度とにならないことを考慮して、参加する大会等を精査する。

(4) 指導方法

運動部顧問は、当該競技の経験の有無に関わらず、「効果的な指導法」や「スポーツ医・科学を取り入れた指導法」の研修会等に積極的に参加するなど、指導者としての自覚を持ち、常に自らの指導力の向上に努める。

(5) 体罰・不祥事等の防止

体罰の根絶とセクシュアル・ハラスメント等の防止を徹底する。

運営に係る経費の取扱いについては、細心の注意を払う。

運動部活動に係る経費は、保護者の経済的負担に配慮し、保護者の理解を得る。

(6) 安全管理と事故防止

指導体制を構築し、安全管理を徹底する。（生徒の健康管理の徹底、事故防止や事故発生時に対応するマニュアルの作成）

設備・器具・用具の点検項目を作成し、定期的な点検補修を行う。

環境条件に応じた適切な指導に努める。

